

第6-22表 自動車排出ガス測定局における一酸化物質他の測定結果及び環境基準対比（平成19年度）

市町	測定局	対象道路	一酸化炭素				非メタン系炭化水素				全炭化水素
			年平均値	1時間値の最高値	8時間値が20ppmを超えた日数	日平均値が10ppmを超えた日数	年平均値	6～9時の3時間の年平均値	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	年平均値
			ppm	ppm	日	日	ppmC	ppmC	日	日	ppmC
尼崎市	武庫川	国道43号	0.5	4.7	0	0	0.36	0.40	327	266	2.27
	砂田こども広場	県道米谷昆陽尼崎線	0.6	3.0	0	0	0.29	0.45	309	237	2.11
	国設尼崎自排	国道43号	1.0	4.3	0	0	0.24	0.35	280	191	2.16
西宮市	六湛寺	国道2号	0.5	2.8	0	0	0.20	0.26	217	104	1.99
	津門川	国道43号	0.4	2.3	0	0	0.19	0.22	166	58	1.99
	河原	国道171号	0.5	2.2	0	0	0.22	0.26	203	95	2.02
	甲子園	国道43号	0.6	2.8	0	0	0.18	0.25	192	80	1.97
	塩瀬	国道176号	0.5	2.5	0	0	0.14	0.14	43	4	1.90
芦屋市	打出	国道43号	0.6	2.5	0	0	—	—	—	—	—
伊丹市	緑ヶ丘	国道171号	0.8	4.2	0	0	—	—	—	—	—
宝塚市	栄町	国道176号	0.6	2.1	0	0	—	—	—	—	—
川西市	加茂	県道尼崎池田線	0.6	3.1	0	0	—	—	—	—	—
神戸市	東部	国道43号	0.4	2.3	0	0	—	—	—	—	—
	垂水	国道2号	0.5	2.2	0	0	—	—	—	—	—
	北神	中国自動車道	0.3	1.8	0	0	—	—	—	—	—
	三宮（車道局）	県道神戸明石線	* 1.0	* 2.9	0	0	—	—	—	—	—
明石市	林崎	県道明石高砂線	0.4	2.9	0	0	—	—	—	—	—
	小久保	国道2号	0.5	2.9	0	0	—	—	—	—	—
加古川市	平岡	国道2号（加古川バイパス）	0.4	2.3	0	0	—	—	—	—	—
高砂市	中島	国道250号（明姫幹線）	0.5	6.9	0	0	—	—	—	—	—
小野市	上本町	県道加古川小野線	0.6	2.6	0	0	—	—	—	—	—
姫路市	船場	国道2号	0.5	2.3	0	0	0.19	0.22	194	47	2.04
	飾磨	県道姫路港線	0.4	2.3	0	0	0.12	0.14	44	4	1.97
相生市	池之内	国道2号	0.4	1.3	0	0	—	—	—	—	—
豊岡市	小尾崎	国道312号	0.4	3.3	0	0	—	—	—	—	—

（備考） 1 神戸市三宮（車道局）の\*は、車道上で測定しているため環境基準の評価対象外である。

2 ( ) は有効測定時間数に達していない値を表す。

第6-22-2表 自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄の測定結果及び環境基準対比（平成19年度）

市 町	測定局	対 象 道 路	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値が 0.1ppmを超 えた時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを超 えた日が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.04ppmを超 えた日数
			ppm	ppm	時間数	日数	ppm		
西 宮 市	六 湛 寺	国 道 2 号	0.005	0.023	0	0	0.009	○	0
	津 門 川	国 道 4 3 号	0.002	0.021	0	0	0.007	○	0
	甲 子 園	国 道 4 3 号	0.002	0.023	0	0	0.006	○	0
芦 屋 市	打 出	国 道 4 3 号	0.006	0.026	0	0	0.011	○	0
伊 丹 市	緑 ヶ 丘	国 道 1 7 1 号	0.005	0.022	0	0	0.009	○	0
宝 塚 市	栄 町	国 道 1 7 6 号	0.001	0.016	0	0	0.004	○	0
神 戸 市	東 部	国 道 4 3 号	0.002	0.028	0	0	0.006	○	0
高 砂 市	中 島	国道250号（明姫幹線）	0.001	0.016	0	0	0.004	○	0
相 生 市	池 之 内	国 道 2 号	0.001	0.018	0	0	0.004	○	0

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値（2%除外値）が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。  
 短期的評価における環境基準の達成とは、「全ての測定値を対象に評価し、1時間値が0.10ppm以下、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること。」をいう。
- 2 この表において「1時間値が0.10ppmを超えた時間数」の欄、または、「日平均値が0.04ppmを超えた日数」の欄が1以上の数値である地点は、短期的評価において環境基準が未達成であることを示す。